

令和3年度 第1回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 令和3年6月2日(水) 午前10時から正午まで
場 所 : 県庁行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和3年度第1回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。ここで、議事に入ります前に、人事異動により事務局のメンバーに変更がございましたことから、事務局の紹介をいたします。(名簿順に課長から紹介)

さて、当委員会の委員の任期につきましては、5月19日をもって前回の任期が満了しております。

これまで長年に渡り御尽力いただきました江成委員の後任として、東北工業大学教授の内田美穂先生に就任をお願いしましたところ、御快諾いただきましたので、ここに改めて御礼申し上げますとともに、皆様に御報告申し上げます。

また、蒔苗耕司委員、本郷哲委員、栗原由紀子委員並びに小林淑子委員におかれましては、再任につきまして御快諾いただきありがとうございます。

新たな任期につきましては、5月20日から2年間となります。委員の皆様には御多忙とは存じますが、御指導御助言を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、委嘱状をあらかじめ机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回新たに就任されました内田委員から、御挨拶をお願いいたします。

内田委員

(就任の挨拶)

2 議事

(1) 委員長の選任について

事務局

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。本日の御出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

まずはじめに、議事の「(1) 委員長の選任について」ですが、選任に際しては、菅原商工金融課長が仮議長を務めさせていただくということによろしいでしょうか。

各委員

※異議無しの声

菅原課長

ただいま、仮議長に御指名いただきましたので、議事を進めさせていただきます。議事の「(1) 委員長の選任について」ですが、大規模小売店舗立地専門委員会条例第3条の規定では、委員長は委員の互選によって定めることになっております。どなたか適任の方はいらっしゃいますか。

本郷委員

蒔苗委員を委員長に推薦したいと思います。

菅原課長

委員長に蒔苗委員をとる案が提示されましたが、いかがでしょうか。

各委員

※異議無しの声

菅原課長

ありがとうございます。それでは蒔苗委員に委員長をお願いしたいと思います。議長が選任されましたので、ここで仮議長の任をおろさせていただきます。

事務局

それではここからの進行は蒔苗委員長をお願いしたいと思います。蒔苗委員長よろしく願いいたします。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

まず、議題の(2)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明願います。

事務局

※届出状況

資料1に基づき説明

蒔苗委員長

ありがとうございました。説明にありましたとおり、前回の委員会以降、変更の届出が1件ありました。届出状況について質疑等はございますか。

各委員

※質疑無し

蒔苗委員長

それでは、次の議題に進みたいと思います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】ツルハドラッグ松島高城店（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、議題の(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。はじめに、イ「ツルハドラッグ松島高城店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。

(設置者入室)

蒔苗委員長

それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

栗原委員

従業員用の駐車場は何台確保していますか。

設置者

6台確保しており、従業員のシフトサイクルを参考に、6台あれば同規模の店では間に合うということで算出しております。

栗原委員

こちらの店舗は従業員の方はほとんどが車通勤でしょうか。

設置者

従業員全員が車通勤することを想定して、算出した結果6台となりました。

蒔苗委員長

写真を確認すると、北側の店舗出口2と国道45号との間にかかなりの段差があるように見えますが、国道は北に向かって登り勾配となっているのでしょうか。

設置者

国道45号は若干北に向かって、下り勾配となっています。敷地と道路面積の関係については、敷地のほうが道路面より低くなっています。店舗出口2と国道はスロープとなりますが、国土交通省と相談し、出入りに支障がないよう調整しております。

蒔苗委員長

資料を見ると、調整中となっているようですが。

設置者

調整済みです。

蒔苗委員長

円滑に出られるように調整済みということですね。

設置者

国土交通省で認められる程度、かつなるべく緩勾配となるように調整しています。

蒔苗委員長

写真を見ると、出口に面している国道に渋滞が発生しているように見えますが、実際の交通量はどうか。

設置者

通常の平日及び休日であれば、渋滞するということはありません。しかし、出店地である松島周辺が観光地であるため、観光シーズンになると交通量の増加が予想されます。

蒔苗委員長

店舗への出入り自体にはそれほど支障はないということですか。

設置者

信号のタイミングによっては、交通量がゼロになったりするため、問題なく出入りできると考えています。

内田委員

近隣道路が通学経路となっていると思われませんが、荷さばきの時間帯が、午前6時から午後10時までと幅広く設定されており、例えば、荷さばき時間を登下校の時間帯等を避ける等の措置はありますか。

設置者

近隣道路は中学校の通学路に指定されています。荷さばき自動車については、5台と算定していますが、原則として、朝6時台の1台の搬入のみで賄える見込みです。その他の4台については、臨時便という位置づけであり、通常は搬入がありませんが、なお、搬入業者に対して、登下校時間帯を避けるよう調整します。

本郷委員

国道を挟んで向かい側のガソリンスタンドの出入口と店舗の出入口が近い位置にありますが、出入庫時の安全上の問題はないでしょうか。

設置者

店舗の出入口の位置については、それほど考慮しておりませんが、何か問題があれば看板等の設置による制御を行うこととなります。当初塩釜警察署さんに相談させていただいた際も、センターポールを設置するまでではないが、出入口を入口専用と出口専用に分けるように指導を受けたため、そのように設計しました。

蒔苗委員長

他に質疑はないでしょうか。では、この件については終了いたします。出店者の方は退席願います。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について
イ【新設】(仮称)クスリのアオキ岩沼藤浪店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

続きまして、議題(4)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、イ「(仮称)クスリのアオキ岩沼藤浪店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

前回の概要説明時から変更となったのは、駐輪場の位置とフェンスの位置とのことですが、フェンスの位置を変更することで騒音への影響はないのでしょうか。

事務局

当該フェンスは元々目隠し用フェンスであり、騒音の計算上考慮していないため、位置変更により騒音への影響はないとのことです。

本郷委員

意見案に影響するものではなく、おそらく単純な資料の作成ミスだと思われませんが、騒音予測結果の夜間騒音レベル最大値のところで、f地点の基準超過の原因の音源がA1、A2地点での自動車の走行音となっており、予測結果と音源が正反対の方向にあることから、単純に考えてもf地点の基準超過の原因とは考えにくいと思われま

事務局

念のため確認させていただき、後日報告させていただきます。

蒔苗委員長

ただいまの件につきましては、確認してもらうこととします。そのほかに意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは、この件については説明のとおり進めてもらうこととします。

(5) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。そのほか何かありましたら御発言をお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は8月下旬から9月上旬の間に開催予定ということですのでよろしくお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。